

令和8年度第1回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和8年6月8日（月）10時30分～12時

場 所：オンライン開催（事務局：埼玉県県民健康センター 小会議室）

出席者：委員長 坂梨 栄二 食品衛生安全局長
副委員長 茂木 修一 保健医療部食品安全課長
委 員 梶野 涼子 十文字学園女子大学 教授
委 員 斉藤 守弘 麻布大学 客員教授
委 員 石井 里枝 明治薬科大学 教授
委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 代表
委 員 青柳 琢磨 全国農業協同組合連合会埼玉県本部 営農支援部 部長
委 員 丸山 盛司 (一社)埼玉県畜産会 専務理事
委 員 新 武司 (株)ヤオコー リスクマネジメント室
リスクマネジメント室長 兼 食品安全担当部長
委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会 食品衛生アドバイザー
委 員 須永 真理子 (一社)埼玉県乳業協会 事務局長
委 員 柿沼 トミ子 埼玉県地域婦人会連合会 会長
委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略 順不同)

概 要：

1 開会

2 委員長挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 事務局3課の食の安全・安心に係る今年度事業について

【事務局説明（食品安全課）】 (資料1)

当課は食の安全安心の確保に向けて様々な取り組みを進めている。県民の食に対する不安は依然として高く、令和 5 年度の調査では約 6 割の県民が食の安全性に不安を感じている。この不安は食中毒や表示、添加物、輸入食品に関する理解不足に起因すると推察される。これらの不安を解消することは容易ではないが、自主衛生管理の支援、食中毒対策の強化、そして食の安全に関する普及啓発を主要な課題として今年度も取り組む。

HACCP による衛生管理は完全義務化から 5 年が経過し、新規事業者には引き続き丁寧な助言指導を行い、既存施設に対しては定着状況を確認し、未定着の施設には速やかに再稼働のための指導を行う計画である。約 8000 施設に対する指導等を今年度予定しており、広域流通食品の製造施設には自主検査の技術支援も進めている。

食中毒の予防対策としては、全国的にノロウイルスとカンピロバクターによる患者数が増加している。2025 年の全国の食中毒患者数は約 2 万 5 千人弱で、前年から 1 万人以上増加している。このうち約 75% がノロウイルスによるものである。埼玉県内(政令・中核市を除く)では令和 7 年度に 13 件、令和 6 年度に 14 件の食中毒が発生し、県内では横ばいであった。なお、令和 7 年度の発生件数 13 件のうち、ノロウイルスとカンピロバクターが 6 件ずつで同数となっている。特に年末から春先にかけてはノロウイルスの発生が顕著であるため、食品衛生監視員が監視・指導を強化しており、予防対策、再発防止の指導や啓発を継続していく。

令和 7 年度は全国植樹祭が開催され、皇室をはじめ全国から約 4600 人が参加したが、提供された弁当の製造については、関係機関の連携による継続的な監視指導により食中毒の発生を抑制することができた。今年度は 11 月に「ねんりんピック彩の国さいたま」という大規模イベントが 4 日間にわたり開催され、全国から数十万人の来県が見込まれる。ねんりんピックは、高齢者の健康保持や社会参加、世代間交流を目的としてスポーツや文化活動を行うイベントであり、弁当の提供や出店もある見込みのため、保健所等の関係機関と連携し安全対策を講じる予定である。

食品の監視体制と検査の充実も重要な課題であり、食品衛生監視員の資質向上のため研修事業も実施していく。さらに、これらの事業を効果的に進めるためにはリスクコミュニケーションの推進が不可欠であり、本委員会においても消費者、生産者、事業者、行政間での意見交換と情報共有を重視している。県は子育て世代や学生向けに SNS を活用した情報発信を行い、広く意見を収集しながら食の安全安心の向上に努めたい。

【事務局説明（農産物安全課）】 （資料 2）

当課の主要な事業は四つある。まず、食品表示等適正化推進事業であり、食品表示法に基づ

き食品表示の適正化を目指している。県民から募集した食品表示調査員と連携し、年間約 2000 件の調査報告を受けており、調査員は毎年約 100 名を委嘱している。

次に農薬安全対策事業で、農薬取締法に基づいて適正な農薬使用を推進している。このため、農家等への指導を実施し、販売店に対しても年間約 200 件の調査を行っている。

3 つ目は、安全安心農産物確保対策推進事業であり、福島第一原子力発電所事故に伴う農産物等への影響調査を継続している。調査対象はネギや梨、玄米、小麦、茶、原木栽培キノコ類、野生キノコや山菜類、水産物などに及ぶ。事故直後の平成 23 年度から 25 年度にかけて一部の項目で基準値超過があったものの、平成 26 年度以降は基準値を超えていない。

最後に、S-GAP 取り組み拡大事業があり、安全で安心な農産物を提供するため、生産工程における様々なリスク排除を目的に農家へ指導を行っている。平成 28 年度に S-GAP 農場評価制度を創設し、令和 7 年度末までに S-GAP 実践農場は 981 となっている。

【事務局説明（畜産安全課）】 （資料 3）

今年度の新規事業としては、「次世代へつなぐ！県産牛生産強化事業」を展開する。まず、暑熱耐性牛の生産普及事業では、夏季の暑さによる乳量減少を防ぐため、暑さに強い遺伝子を持つスリック牛の精液を農家に配布し、生産を促進して夏場の生乳生産量増加を目指す。

次に、特徴ある県産和牛の生産促進は、令和 7 年度の御当地牛品質調査事業の継続である。昨年は牛肉のオレイン酸含有量測定やシェフによる食べ比べを実施し、県産和牛が他県産と比べて遜色ない等高評価を受けた。今年度は、昨年度の結果を基に、生産者、販売者、実需者と共に基準やブランディング戦略を検討する。さらに、秩父高原牧場を活用した畜産物 PR 事業では、餌やり体験の充実やバーベキュー場の整備を進めていく。

また、卵肉兼用鶏「タマシャモレッド」は現在登録出願中で、6 月から 7 月にかけて最終登録が見込まれている。親鳥については、頂いた御意見を参考に加工業者や飲食店での活用を検討していく。農家への雛の供給は今年 7 月から開始される予定である。今年度は約 1400 羽の供給に留まるため、多くは出回らないが、直売所を通じて卵の販売も少量ながら始まる見込みである。

（委員長）

説明があった内容について、確認や意見があれば発言をお願いする。

【意見交換】

（委員）

食の安全に関する県民の意識調査では、食品の安全性に不安を感じている県民が約 60%にのぼると報告された。具体的にどのような点に対して不安があるのかについての調査結果があれば教えてほしい。

(食品安全課)

個別にどういったことに不安を感じるかアンケートを行い、食品添加物、残留農薬、輸入食品が、50%を超えるなど高い数字になっている。

(委員)

承知した。

リスクコミュニケーションにもつながると思うが、消費者の不安がどこにあるのかを把握して、対応していく必要があると考える。

(委員長)

ほかに、意見や質問があれば発言をお願いします。

(委員)

もう1点、食品安全課にノロウイルスによる食中毒対策について伺いたい。調理従事者の方の不顕性感染、すなわち感染しても症状が出ないこともあり、大きな問題と思うが、食中毒の防止対策としてこういった活動・啓蒙をしていくとよいと考えているか。

(食品安全課)

ノロウイルス食中毒では、調理従事者が不顕性感染だった事例も多く発生しているが、最も重要なのは、基本である手洗いと考えている。事業者の中には、手袋をしているから大丈夫と過信している方もいるが、手洗いを怠ることで手袋が汚染されるケースもあるため、日頃の監視指導や、食中毒事件が起きたときには、手洗いの徹底が重要であることを伝えている。また、業務開始前の従業員の健康状態のチェックも十分気を付けるように指導している。

(委員長)

次に、農産物安全課の事業について、委員から意見はあるか。

(委員)

適正な農薬使用の指導について、特にこれまで使用されてきた農薬のうち販売禁止となり使用ができなくなるものに対して、販売店への指導や農家への啓発活動が行われているかをお聞きしたい。

例えば、農薬のクロルピリホスは、既に販売されていないと思われるが、販売店への指導や、農家への適切な情報伝達はされているのか。

(農産物安全課)

登録がなくなった農薬については、ホームページ等での周知をしている。販売店への周知なども行っている。

(委員)

農家への指導は、ウェブサイトを見てもらうことになるのか。

(農産物安全課)

一般的に、農薬は登録が切れても使用期限までは使用できる。その点について、周知はしている。農薬によって体に危害を及ぼすような重要な案件については、必ず、周知する体制を取っている。

(委員)

販売はされていないが、残留基準値はなくなっていないため、ウェブサイトで周知している、という理解でよろしいか。

(農産物安全課)

そのとおり。

(委員)

販売店に対しては、調査はこれからか。

(農産物安全課)

年間計画があり、各農林振興センター 8 ヶ所の職員と病虫害防除所の職員が、案件 200 件分を抽出して、年度計画を立てて巡回している。実際には帳簿や在庫の状況、鍵のかかり具合などを実地で細かく確認している。

(委員長)

続いて、畜産安全課の事業について、ほかに意見はあるか。

(委員)

タマシャモの事業が軌道に乗ったことは喜ばしい。

過去の食の安全推進委員会で議題となった、県産ジビエの取り扱いについての現状を教えてほしい。以前は県産ジビエの販売先が少なく、販路拡大が困難であったが、現在はジビエの需要が拡大し、販売先が増えているので、進捗を知りたい。

(畜産安全課)

申し訳ないが、現時点で把握している情報があまりない。持ち帰って、状況等を調べたい。

(委員)

承知した。

ジビエの販路拡大の動きがあるが、供給が少ないという事態が発生している。猟師の方も含めて、困りごとがあれば協力できることもあるかと思うので、何かあればお声がけいただきたい。

(委員長)

ジビエに関しては、衛生管理の部分は食品安全課が担当している。流通状況などについては必ずしも明確ではない部分もあるが、ジビエ料理として適正なお肉が流通するよう検査などを実施し、安全性を担保している。取り扱う施設の状況についても、少しでも情報提供できるかもしれない。

(委員)

消費者からすると、非常にいい酪農をあげてくださっているのはとても有り難いことだと感じている。

獣医師がペット関連に従事することが多く、産業医の方が少なくなっている実情があると感じている。先般、若い獣医師が過労のために自殺をされたというようなニュースも目にしているが、埼玉県内の産業医の獣医師は充足されているのか。

(畜産安全課)

畜産農家の視点では、現在動物を診る獣医師は十分に確保されており、診療や治療に関して困っているとの声は上がっていないが、将来的な状況については不透明である。また、農業共済組合の獣医師の充足状況については詳細が不明であり、確認しないと分からない。なお、県職員の獣医師に関しては、人員不足を補うため積極的に募集を行っている状況である。

(委員)

上等な酪農体制のためには、鳥インフルエンザやジビエへの対応も含むというエリアの広がりとともに、獣医師の役割がますます大事になってくると思う。産業医の確保に是非力を入れていただきたい。

(委員)

委員の御質問に対し、少し補足して回答する。

埼玉県産業動物獣医師の現状は、診療が受けられないといった問題はない。幸いにも、農業共済組合も若い職員を新たに採用できている。開業獣医師においても、免許を取得した首都圏出身の獣医師が、埼玉県内であれば家から通って大型動物診療ができるということで、就業を希望する方がいると聞いている。また、埼玉県は学生向けに奨学金制度を設けており、確保に苦慮していない状況である。ただし、かつては産業動物獣医師が多かったものの、農家戸数の減少や廃業により数は減少しており、現在は足りているものの、将来的には不足が懸念されている。

(委員長)

時間の都合上、議題を進めさせていただく。

ゲノム編集食品について意見交換を行いたい。概要について、委員から説明をお願いする。

【意見交換事項（ゲノム編集食品について）】

(委員)

今回の議題として取り上げたゲノム編集食品について、現在その流通が大幅に増加しており、当社でも複数の品目を取り扱っている。トマトは全店舗で販売されており、鮮魚は一部の店舗で入荷時のみ販売している。しかし、一部のお客様からは安全性に心配の声をいただくこともある。当社としては、従来種と同様の安全性と国が認めており、市場流通しているものは安全性が確認されたものとして販売している。今回の意見は小売側のものであり、ほかの立場の委員の方からの見解や今後の進め方について意見をいただきたい。また、食品安全課からも指摘があったように、リスクコミュニケーションが極めて不足している現状を重く受け止めている。できることがあれば、店頭で協力したいと考えている。

(委員長)

ゲノム編集食品について、意見交換の前に少しだけ補足説明を行う。

(食品安全課)

ゲノム編集食品は、切断酵素を用いて既存の遺伝子の機能を抑制し、新たな性質を獲得させる技術である。現在流通しているゲノム編集食品には、GABA という栄養素を増やしたトマトや、より身が取れやすく改良されたマダイやフグなどの魚類がある。

(委員長)

では、御意見のある委員は、発言をお願いする。

(委員)

ゲノム編集食品については 2019 年に届出制が導入され、同年には厚生労働省と消費者庁から表示に関する情報提供のアナウンスが行われている。しかし、消費者にはゲノム編集食品と遺伝子組換え食品との違いや品種改良の仕組みが十分に理解されておらず、そのため理解が進みにくい状況である。実際に販売されているトマトには機能性表示食品として GABA の効能が大きく表示され、裏面にはゲノム編集である旨が記載されている。魚については、ゲノム編集を行う事業者は情報提供を進めると言っていたので、小売り側ではどのように進められているかお聞きしたい。

安全性や表示についても、届出制という枠組みのおかげで、情報はオープンになり、議論が進んでいると感じる。ただし、消費者の間では安全性に対する不安や「怖い」というイメージが先行しているように思われる。

(委員長)

ゲノム編集された魚の小売り状況について、情報提供いただける部分はあるか。

(委員)

トマトについては、裏側ではなく表面にゲノム編集食品であることを表示してほしいという意見もあり、各企業の方で様々検討いただいている。

魚については、柵取りしたものをばら売りしており、数が少なく包装は簡易なため、店内の POP 等でゲノム編集食品であることを表示している。魚の売れ行きは良いことから、販売店舗の消費者には、ゲノム編集食品について十分御理解をいただけているものと考えている。リスクコミュニケーション不足については、地域差もあるように感じる。

(委員)

魚の種類は何を取り扱っているか、参考にお聞きしたい。ゲノム編集食品の魚の価格はまだ高いのではと予想していたが、売れ行きからすると十分に競争力を持つようになってきているとのことで、良いことだと思う。近年注目されているフードテックの文脈においても、新技術による製品がしっかりと売れることをアピールできれば非常に意義深い。

(委員)

現在はマダイを販売しているが、今後ヒラメの取り扱いも始める予定である。今後普及が進み生産量が増えれば、原料価格の低下、ひいては商品単価の低下も期待される。フードテック分野での可能性に期待を寄せているため、当社としては協力していきたいと考えている。

(委員)

消費者はゲノム編集食品や遺伝子組換え食品に対して遺伝子操作された作物を食べることに強い不安を抱いていると考えられる。国や県はこれらの食品が身体に害を及ぼさないことを広く理解してもらうように推進する必要がある。

食品の安全性については食品安全委員会など公的なリスク評価機関が既に安全と判断しているため、この場で議論すべきとは思わない。しかしながら、消費者が購入する際に選択できるように表示を充実させることは重要である。さらにゲノム編集食品が普及すれば安全性に関するリスクコミュニケーションをより一層推進し、消費者の理解を進め、選択する際の判断材料としてもらうことが必要である。将来的に次世代や環境への影響が懸念される可能性はあるが、現段階で議論することは難しい。まずは現段階で安全性を確保していることを周知し、表示することで消費者の選択権を尊重することが現実的な対応だと考える。

(委員)

ゲノム編集食品に対して、消費者は、遺伝子組換え食品とゲノム編集食品の区別が十分についていないと感じられる。遺伝子組換えは外部から遺伝子を注入するのに対し、ゲノム編集はもともと持っている遺伝子の変異に近いものであり、その本来の良さをトマトやマダイ、トラフグなどの食品に活かしている点を、売り場で分かりやすく説明すれば消費者に理解され、普及も進むだろう。

トマトは多くの人が生食するが、真鯛などは火を通すことが多いこともあり、加熱して食べるかどうかは消費者の購買行動に関わっているのかもしれない。消費者がどのように商品を選んでいるのかをよく観察していると、より詳細な説明や情報提供が誤解をなくすことにつながると考える。ゲノム編集食品は今後さらに増えてもよいと考える。

(委員長)

ほかに発言はあるか。

委員の指摘にもあったように、遺伝子組換え食品とゲノム編集食品は、安全性評価や届け出制で、それぞれの仕組みが異なっているため、制度の違いを踏まえて安全性をどのように確保し結びつけていくかが非常に重要であると考えます。

(委員)

販売にあたって自信を持って取り組みたい。委員の指摘のように正確な情報伝達が非常に重要であると感じている。販売側でもゲノム編集と遺伝子組換えの違いが十分に理解されるよう社内研修に関連内容を組み込み、店舗責任者に周知を図る。将来的にゲノム編集食品などは食糧確保の問題とも関連することから普及が必要であり、顧客への周知と技術の広がりには小売業としても積極的に協力していく意向である。今後も引き続き関係者から指導いただきたい。

(委員長)

有意義な意見交換となり、感謝する。

それでは続いて、その他報告事項について進めさせていただく。

まず、食の安全・安心推進事業の効果的な進め方（第2報）について、事務局から報告をお願いします。

【報告事項 食の安全・安心推進事業の効果的な進め方について（第2報）（食品安全課）】
（資料4）

（食品安全課）

令和6年度第2回委員会以降、食の安全・安心推進事業の効果的な進め方について御意見をいただいております、令和7年度に続いて、進捗を報告する。

主な課題として、県から県民への情報発信が十分に届いていない点が挙げられたため、令和7年度は県政広報ラジオ番組で6回、県政広報テレビで1回情報発信を行った。さらに、毎月作成するポスター「コバトン食の安心情報」は、「広報力底上げプロジェクト」を立ち上げ、保健所の食品衛生監視員や栄養士らの協力を得て、テーマやデザインについて意見交換している。ポスターは、各地域機関でも掲示するよう依頼し、露出拡大を図っている。加えて、今年度は、ホームページによる恒常的な情報発信とともに、速報として情報発信するため、XやInstagramなどの県公式SNSを通じて、多角的な広報に取り組む予定である。

次に、県民への情報伝達のために、県民の立場に近い方をリスクコミュニケーターとして育成するべく研修を実施している。これまで食の安全の知識を深める研修であったが、令和7年度の委員会では、人に伝えるためのアウトプットについても学ぶ必要があるとの御意見をいただいた。そこで、一人一人がアウトプットするための練習として、グループ討議を取り入れた。食品調理施設におけるリスクを個人で検討し、グループ内で発表させ、意見交換することで、アウトプットの練習となり、参加者の評価も高かった。さらに、リスクコミュニケーターに適した人材については、アンケート調査を通じて多様な意見を収集し、資格や経験を考慮し、適した人選となるよう進めたいと考えている。

最後に、教育機関や民間との連携の強化についても御意見をいただいた。教育機関との連携に関しては、出前講座として、高校生や大学生向けの食の安全体験教室を実施しているが、単発の講義で終わらないよう、体験教室の前後に事前学習やフォローアップの講義をしていただき、理解の定着を図っている。また、官民連携に関しては、民間イベントに出展したり、リスクコミュニケーター研修に御協力いただいたりしている。教育委員会との連携をという意見もいただいたため、今後は、教育委員会や農林関係機関の協力も得つつ食の安全啓発を推進していきたいと考えている。

(委員長)

食の安全・安心推進事業の効果的な進め方について、以前の委員会で御意見を頂戴したことから、進捗を報告させていただいた。見直しや改善を進めるべく、引き続き御意見や御助言をいただきたい。発言される方はいるか。

(委員)

官民連携および教育現場との連携について、昨年、食品衛生学を高校生に教えた際に、生徒向けに食の安全体験教室を開催していただいた。県職員による実習は、通常の授業と比べて生徒の関心が高く、食の安全について興味を持ってもらえるきっかけになるように感じた。一方、高校生にはリスクコミュニケーターとしてアウトプットする役割を期待するのは難しいことから、リスクコミュニケーターを育成するという点では、大学での専門的な指導が適切ではないかと考える。

(委員)

大学に入学する段階で、多くの学生は食品の安全性、例えば添加物の使用などについての考えを一定程度固めていると感じている。中学生までは保護者の影響が強いが、高校生になると学校での授業や栄養士の指導を通じて、各自の認識が形成されている印象である。大学の授業で食品安全について説明を行うと、授業の前後で学生の認識に変化が見られることから、早期に食品安全教育を行うことは重要と考える。大学での教育活用があれば積極的に取り組みたい。

(委員長)

最後の報告事項として、知事が別に定める特定の食品を取り扱う施設の営業許可乗入れについて、事務局から報告をお願いします。こちらは現在進行中の事業のため、報告のみで御意見はいただかないこととさせていただきます。

【報告事項（知事が別に定める特定の食品を取り扱う施設の営業許可乗入れについて（食品安全課））】

(食品安全課)

知事が別に定める特定の食品を取り扱う施設の営業許可乗入れについて説明する前に、埼玉県における営業許可制度の種類から御説明する。固定店舗や移動店舗（自動車、屋台・露店）に分類される営業許可のうち、移動店舗の自動車については、1つの自治体で許可を得れば、県内全域で営業可能である。一方、屋台・露店に関してはさいたま市、川越市、川口市、越谷市が除外されており、県内全域で営業するためには、許可申請と手数料支払いを5回行う必要があり、事業者の負担となっている。これを解消するために、さいたま市や中核市と協議し、

自動車と同様に許可の乗り入れが可能か検討中である。ただし、乗り入れにあたっては、食の安全の確保が大事であることから、食の安全を担保した上で実現していきたい。

（委員長）

次第が前後するが、最初の今年度事業報告の際に、農産物安全課に対して、農薬に関する質問をいただいた。こちらについて、事務局から補足をお伝えする。

（農産物安全課）

農薬クロルピリホスの周知について、ホームページではなく、通知文書により各農薬販売店や市町村に情報を周知している。今後は、農業者向けにホームページなど様々な媒体を用いて周知していく。

（委員長）

以上で予定していた議事が全て終了した。

これをもって、議長の任を降ろさせていただく。